



熊本県公報

号外 第 7 7 号

平成 28 年 12 月 26 日(月)

(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県議会議員に対する報酬の特例に関する条例等を廃止する条例 (県政情報文書課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県議会議員に対する報酬の特例に関する条例等を廃止する条例

- 1 熊本県議会議員に対する報酬の特例に関する条例ほか 14 条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県議会議員に対する報酬の特例に関する条例等を廃止する条例をここに公布する。
平成 28 年 12 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 53 号

熊本県議会議員に対する報酬の特例に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 熊本県議会議員に対する報酬の特例に関する条例 (平成 13 年熊本県条例第 38 号)
- (2) 熊本県議会議員に対する報酬の特例に関する条例 (平成 15 年熊本県条例第 49 号)
- (3) 天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町の合併及び本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町及び同郡河浦町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例 (平成 16 年熊本県条例第 34 号)
- (4) 宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例 (平成 16 年熊本県条例第 75 号)
- (5) 山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例 (平成 16 年熊本県条例第 76 号)
- (6) 阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村の合併並びに上益城郡矢部町、同郡清和村及び阿蘇郡蘇陽町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例 (平成 16 年熊本県条例第 77 号)
- (7) 菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町の合併及び菊池郡合志町及び西合志町に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例 (平成 16 年熊本県条例第 78 号)
- (8) 八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例 (平成 17 年熊本県条例第 68 号)
- (9) 玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例 (平成 17 年熊本県条例第 69 号)
- (10) 熊本市及び下益城郡富合町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例 (平成 20 年熊本県条例第 61 号)
- (11) 熊本県議会議員に対する議員報酬の特例に関する条例 (平成 21 年熊本県条例第 33 号)
- (12) 熊本市、下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例 (平成 21 年熊本県条例第 70 号)
- (13) 熊本県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数についての人口の特例に関する条例 (平成 23 年熊本県条例第 28 号)
- (14) 熊本県議会議員に対する議員報酬の特例に関する条例 (平成 23 年熊本県条例第 37 号)
- (15) 熊本県議会議員に対する議員報酬の特例に関する条例 (平成 25 年熊本県条例第 4

7号)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。